



令和8年
8月号

消費者だより

「お試し」のはずが「定期購入」に！



お試し購入のつもりが、注文途中で「今だけ」「さらにお得」といったクーポンが表示されてクリックしたら定期購入に変更されていた、といった相談が増えています。通信販売の勧誘手口が巧妙化しています！

■相談事例

・ SNS 広告で「定期縛りなし」と表示されていた化粧品を注文した。後日、2回目が届き定期購入と気づいた。返品を伝えると初回解約の場合は、通常価格との差額 8,000 円のキャンセル料を支払うように言われた。

・ インフルエンサーが「1回限りの購入もできる」と勧める化粧クリームを申し込んだ。注文時に割引クーポンが表示され、「利用する」のボタンを押したら、最終確認画面になった。注文完了メールを確認すると4回購入が必要な定期コースになっていた。

・ SNS 広告見て、しわ改善クリームを注文した。注文後「まだ画面を閉じないで!!」の表示が出た。内容を見たいと思いボタンを押したところ、洗顔クリームを定期コースで追加購入したになっていた。

■消費者へのアドバイス

・「今だけ使える」「さらにお得」などのクーポンのボタンを押すと、いつの間にか定期購入に変更されていたり、関連商品の追加購入画面に切り替わったりすることがあります。

購入ボタンを押す前には、必ず「最終確認画面」に表示された契約内容を、最後までよく読んでから購入しましょう。



・「定期縛りなし」の表示は「購入回数の指定がない定期購入」の可能性もあります。また「いつでも解約できる」と書いてあっても実際には解約期限(●日前)があったり、手続き方法が電話のみなどと限定されていたりするなど、すぐに解約できない場合があります。公式サイトや商品購入画面の内容をよく確認しましょう。

「最終確認画面」は解約申請の際の証拠になるので、スクリーンショットで保存し、購入時に業者とやりとりしたメールも保存しましょう。



千代田区消費生活センター

TEL:03-5211-4314(相談専用)

月曜日～金曜日 9:00～16:30

(土日祝、年末年始除く)

分からないことがあれば、消費生活センターにご相談ください。

